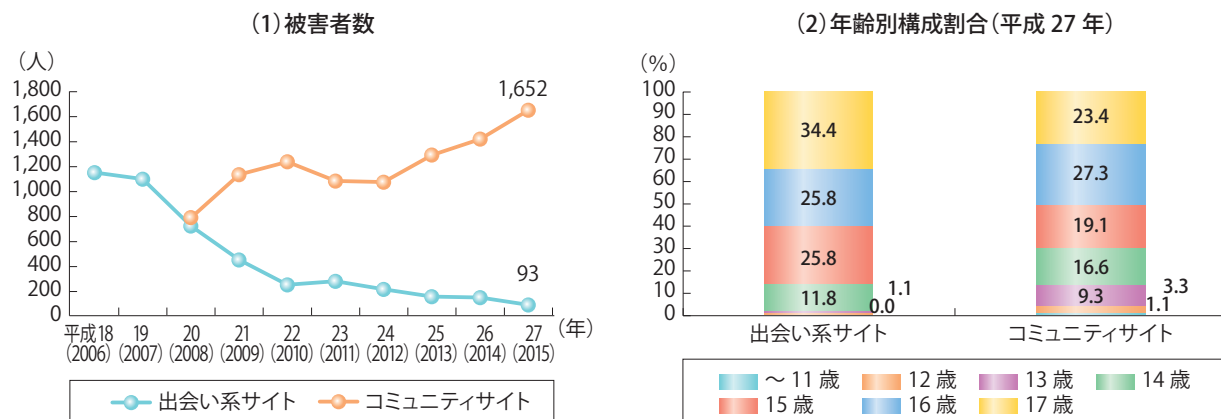


(3) 出会い系サイトやコミュニティサイトの問題

- ◇出会い系サイトに起因して犯罪被害に遭った18歳未満の者が減少する一方、SNSなどのコミュニティサイトを起因として犯罪被害に遭う者の増加が続いている。
- ◇出会い系サイトに比してコミュニティサイトでは、より低年齢の被害者が多い。

図表 32 出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の被害に遭った18歳未満の者



(出典) 警察庁「出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」

○警察は、子供が援助交際を求めるなどのインターネット上の不適切な書き込みをサイバーパトロールによって発見し、書き込みを行った子供と接触して直接に注意・指導などを行うサイバー補導を推進している。

(4) 子供の犯罪被害の防止

(学校における安全管理)

○文部科学省は、「学校安全の推進に関する計画」(平成24年4月)に基づき、学校における安全管理を推進している。また、元警察官などからなるスクールガード・リーダーによる学校の巡回等を行っている。

(関係機関・団体からの情報の活用)

- 警察庁は、法務省から子供を対象とした暴力的な性犯罪に係る受刑者の出所情報の提供を受け、犯罪の予防や捜査の迅速化への活用を図っている。
- 警察は、子供が被害に遭った事案や、子供に対する犯罪の前兆と思われる声掛けやつきまといの発生に関する情報が、迅速に保護者などに対して提供されるよう、警察署と学校・教育委員会との間で情報共有体制を整備している。

3 犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への対応

- 警察は、少年補導職員による指導助言や被害者に対するカウンセリングを継続的に行っている。
- 文部科学省は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関とのネットワークを活用するなど多様な支援方法を用いて、被害を受けた子供の立ち直りを支援する活動を推進している。

第4章 子供・若者の成長のための社会環境の整備

第1節 家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築

1 保護者等への積極的な支援

(1) 家庭教育支援

- 文部科学省は、家庭教育支援チームの組織化などによる相談対応や、保護者への学習機会の企画・

提供などの家庭教育を支援する地方公共団体の取組を推進している。

(2) 養育の多様化への支援

○厚生労働省では、養子縁組を前提として、保護者のいない児童や虐待を受けた児童など社会的養護が必要な児童について、児童相談所から委託を受けて養育を行う養子縁組里親を含む里親制度など家庭養護を推進している。

2 「チームとしての学校」と地域との連携・協働

(学校と地域が連携・協働する体制の構築)

○文部科学省は、地域住民がボランティアとして学校をサポートする「学校支援地域本部」等の取組を実施している。また、平成27(2015)年12月の中央教育審議会答申を踏まえ、平成28(2016)年1月に策定された「次世代の学校・地域」創生プランに基づき、制度面の整備や財政支援を行うなど、地域学校協働活動を全国的に推進していく。

(保護者や地域住民の学校運営への参加)

○文部科学省は、コミュニティ・スクールの一層の普及・啓発を図るため、調査研究事業や推進協議会、コミュニティ・スクール推進員の派遣といった施策を進めている(図表33)。

図表33 コミュニティ・スクール



(出典) 文部科学省ホームページ (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/index.htm)

(学校評価と情報提供の推進)

○文部科学省は、各学校や設置者の取組の参考となるような学校評価ガイドラインの策定などにより、地域と共にある学校づくりと学校評価を推進している。

3 地域全体で子供を育む環境づくり

(1) 放課後子ども総合プランの推進

○平成26(2014)年7月に文部科学省と厚生労働省が連名で「放課後子ども総合プラン」を策定し、学校施設(余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等)を徹底活用して、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体型を中心とした取組を推進している。「放課後児童クラブ」については、平成27(2015)年4月から、対象となる児童の年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とするともに、職員の資格、員数等の具体的な基準を定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号)や「放課後児童クラブ運営指針」(平成27年3月)を策定し、児童の生活の場としての質の向上を図っている。

(2) 中高生の放課後等の活動の支援

○文部科学省では、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力により、土曜日ならではの教育活動を行う体制を構築し、地域と学校が連携・協働した取組を支援している。平成27(2015)

年度から、新たに、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生等に対して、地域住民の協力やICTの活用等による原則無料の学習支援（地域未来塾）を推進している。

○厚生労働省は、児童館の整備を推進している。

(3) 地域で展開される多様な活動の推進

(環境学習)

○環境省は、「持続可能な開発のための教育」(ESD)の視点を取り入れた環境教育プログラムの作成や実証などを通じて、持続可能な社会の担い手を育む環境教育を推進している。

○文部科学省は、子供がその発達段階に応じて、環境の保全についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育や社会教育において環境教育を推進している。

(自然体験)

○文部科学省は、広く体験活動に対する理解を求めるための家庭や企業に対する普及啓発を推進している。

○独立行政法人国立青少年教育振興機構は、国立青少年教育施設の立地条件や特色を活かした自然体験活動の機会と場の提供を行っている。

○林野庁は、森林内での様々な体験活動を通じて、森林と人々の生活や環境との関係についての理解と関心を深める森林環境教育を推進している。

○環境省は、国立公園等の優れた自然地域において自然観察会等を開催することにより、子供達に自然環境の大切さ等を学ぶ機会を提供している。

(警察による社会奉仕活動やスポーツ活動の場の提供)

○警察は、少年の社会奉仕活動や生産体験活動といった社会参加活動、警察署の道場を開放した少年柔剣道教室を始めとするスポーツ活動を行うなど、少年の多様な活動機会の確保と居場所づくりを推進している。

(スポーツへの参加機会の拡充)

○文部科学省では、いつまでも健康で活力に満ちた長寿社会を実現するため、スポーツや健康づくりに無関心な層や、健康づくりの必要性を感じているものの、行動に移せない者などを対象として、スポーツによる健康増進の取組に対する支援を行っている。また、平成28(2016)年度から新たにスポーツ医・科学等の知見に基づき、ライフステージに応じた運動・スポーツに関するガイドラインの策定に取り組むこととしている。

(文化活動の奨励)

○文部科学省は、実演芸術に身近に触れることができる機会や伝統文化・生活文化を体験・修得できる機会を提供する取組に対する支援など、子供の文化芸術体験活動を推進している。

(はな育活動の推進)

○農林水産省は、花壇作りやフラワーアレンジといった花や緑との触れ合いを通じて子供に優しさや美しさを感じる気持ちを育む「花育活動」を推進している。

(都市と農山漁村の共生・対流の促進)

○農林水産省、文部科学省、総務省は、子供の農山漁村での宿泊体験活動に関する取組に支援を行っている。

(4) 体験・交流活動等の場の整備

(青少年教育施設)

○独立行政法人国立青少年教育振興機構は、国立青少年教育施設を通じて、様々な体験活動などの機会を提供している。

(都市公園)

○国土交通省は、自然との触れ合いやスポーツ・レクリエーション、文化芸術活動といった多様な活動を行う拠点となる都市公園の整備を推進している。

(スポーツ活動の場)

○文部科学省は、総合型地域スポーツクラブなどの地域におけるスポーツ環境の充実への支援を推進している。

(自然公園)

○環境省は、国立公園等において、歩道、園地、休憩所などの安全で快適な公園利用施設の整備を推進している。

(水辺空間の整備)

○国土交通省、文部科学省、環境省は、地域の身近に存在する川などの水辺空間における環境学習・自然体験活動を推進するため、「『子どもの水辺』再発見プロジェクト」を実施している。

(レクリエーションの森の整備)

○林野庁は、自然休養林などの「レクリエーションの森」の活用を推進している。

(被災地における学び・交流の場づくり)

○文部科学省は、学校・公民館などを活用して、被災した子供たちの放課後や週末などにおける安心安全な居場所づくりや学習・交流活動を支援している。

4 子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり

(1) 子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり

(通学路やその周辺における子供の安全の確保のための支援)

○警察は、通学路や通学時間帯を考慮したパトロール活動の強化に加え、子供が助けを求めることができる「子ども110番の家」の活動に対する支援を行っている。

(道路、公園等の公共施設や共同住宅における防犯施設の整備等の推進)

○警察庁は、「安全・安心まちづくり推進要綱」に基づき、防犯に配慮した公共施設などの整備・管理の一層の推進を図っている。

○警察庁、国土交通省、経済産業省と建物部品関連の民間団体からなる「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」は、一定の防犯性能を有する「防犯建物部品」の開発とその普及に努めている。

(児童福祉施設や幼稚園などにおける災害対応の推進)

○国土交通省は、児童福祉施設や幼稚園等の要配慮者利用施設を保全するため、土砂災害防止施設の整備を重点的に実施している。

(2) 安心して外出や外遊びができる環境の整備

(ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー施策の推進)

○国土交通省は、ベビーカー利用に配慮する統一的なマーク（ベビーカーマーク）の普及・啓発などバリアフリー化の更なる推進を図っている。

(通学路の交通安全対策)

○文部科学省、国土交通省、警察庁は、通学路における交通安全の確保に向けた取組を推進している。

(公園遊具の安全点検)

○国土交通省は、遊具の安全確保を図り、安全で楽しい遊び場づくりを推進するため、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」の周知徹底に取り組んでいる。

(子供の不慮の事故防止)

○消費者庁は、「不慮の事故」が子供の死因の上位を占めている現状を踏まえ、「子どもを事故から守る！プロジェクト」を実施している。

第2節 子育て支援等の充実

(少子化対策の総合的な推進)

○政府では、「少子化社会対策基本法」(平15法133)に基づく大綱等に基づき、子育て支援施策の一層の充実や結婚・出産の希望が実現できる環境の整備など総合的な少子化対策を推進している。また、子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度について、平成27(2015)年4月に施行された。

(保育サービスの充実)

○待機児童の解消を目指し、「待機児童解消加速化プラン」に基づく平成25(2013)年度から平成29(2017)年度末までの保育の受け皿の整備量を上積みし、40万人から50万人とすることとした。平成28(2016)年通常国会において、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる等の「子ども・子育て支援法」(平24法65)の改正を行った。

(地域における子育て支援)

○文部科学省は、保護者に対する子育て講座や学習機会の提供などの家庭教育支援を推進している。
○厚生労働省は、「地域子育て支援拠点」や「ファミリー・サポート・センター」を整備し、「利用者支援事業」を推進している。

(認定こども園制度の普及促進)

○内閣府、文部科学省、厚生労働省は、認定こども園が親の就労状況に関わらず施設利用が可能であるなど、保護者や地域の多様なニーズに柔軟に対応しうる施設であることから、引き続き地域のニーズや事業者の希望に応じて、その普及を図ることとしている。

(幼稚園における子育て支援)

○文部科学省は、子育て相談、情報提供、未就園児の親子登園、保護者同士の交流の機会の提供といった子育て支援の実施を推進している。また、通常教育時間の前後に行う預かり保育を推進するための財政支援を行っている。

(児童手当制度)

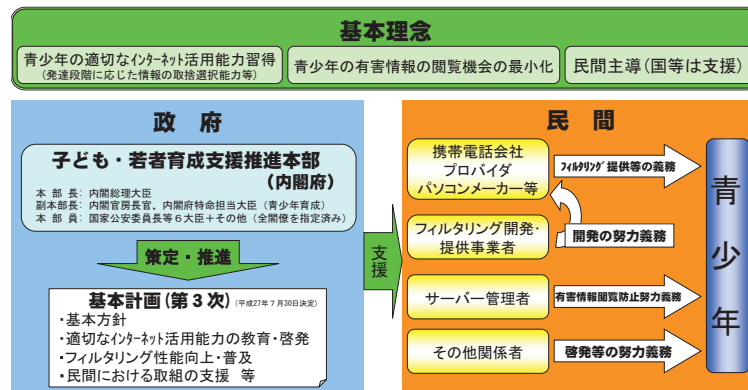
○家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、中学校修了前の児童を養育している者に児童手当を支給している。

第3節 子供・若者を取り巻く有害環境等への対応

1 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」の的確な施行等

○「青少年インターネット環境整備法」(平20法79)に基づき、平成27(2015)年7月、「青少年インターネット環境整備基本計画(第3次)」が子ども・若者育成支援推進本部で決定された(図表34)。

図表34 青少年インターネット環境整備法の概要



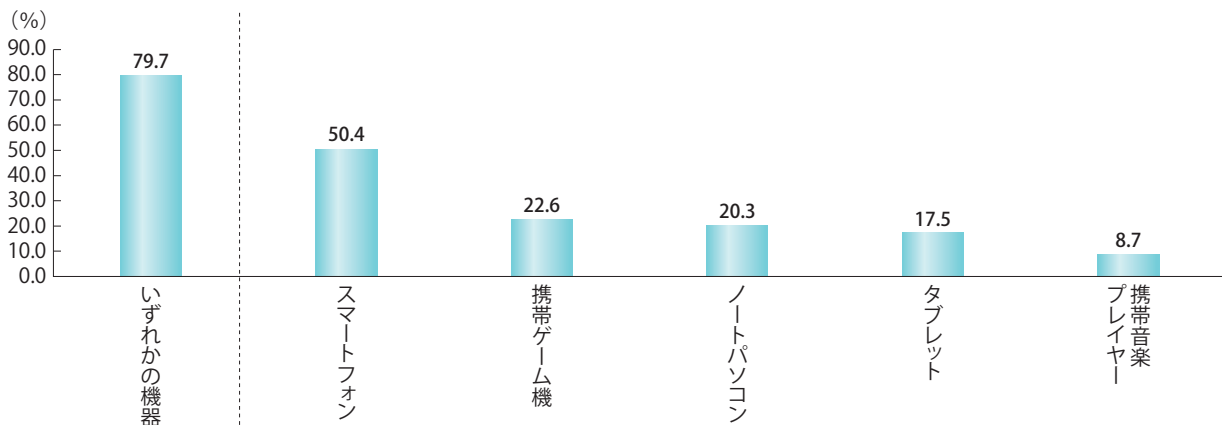
（出典）内閣府資料

（1）実態の把握

○内閣府は、「青少年インターネット環境整備法」の実施状況を検証するとともに、青少年のインターネット利用環境整備に関する基礎データを得ることを目的として、青少年及びその保護者を対象とした「青少年のインターネット利用環境実施調査」を実施している。

◇青少年の約8割が、いずれかの機器でインターネットを利用しており、利用機器は多様化している。

図表35 青少年のインターネットの利用率（平成27年度）



（出典）内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」

（注）1. 調査対象は、満10歳から満17歳までの青少年。（以下「図表37」まで同じ。）

2. 「いずれかの機器」は、「スマートフォン」、「携帯電話」、「ノートパソコン」、「デスクトップパソコン」、「タブレット」、「携帯音楽プレイヤー」、「携帯ゲーム機」、「据置型ゲーム機」、「インターネット接続テレビ」のいずれかの機器。